



あなたの優しさを

（株）みえ犯罪被害者総合支援センター／津市栄町1丁目891 合同ビル2F TEL059-213-8211 <http://www.18.ocn.ne.jp/~mie-hhsc/>

第 10 号

平成21年度第 1 号

CONTENTS

新事務局長あいさつ	1
相談受理状況	2
新会員紹介	2
被害者参加制度	3
犯罪被害者支援 チャリティコンサート	4



チャリティコンサート H21/2/15

着任後一ヵ月が経過して…

事務局長 見 並 立 春

今年4月1日から「みえ犯罪被害者総合支援センター事務局長」として勤務させていただいております見並でございます。

前職は被害者に接する機会の多い警察官でしたが、当センターで勤務させていただき被害者支援が思った以上に進んでいることに驚いているところです。

しかし、日が経つにつれ当センターが局長以下5人の体制で、30数名のボランティアの方々の支援をいただき、また、警察本部広聴広報課のご指導・ご支援を頂いているとはいうものの、当センターの主たる業務（相談・支援）に比して体制の脆弱性に不安が募っています。

それは、常時相談に応じることのできる体制を保持しながら「相談者に納得していただける充実した対応」を考えたとき、果たして現体制で十分であるか。多岐に渉る被害者の方からの要望に対応できるのかなどということ。

また、支援活動についても、この5名の体制で、電話や直接来訪される相談者に対応しながら、昼夜関係なく突発的に発生する事件・事故の被害者に対して、検察庁や裁判所等への付添支援、家庭訪問などをすることが可能なのかということです。

特に、被害者への付添支援は、1名で対応することは皆無に等しく、複数での対応が大部分を占めていますが、職員の数に限りがあり、ボランティアの方々や広聴広報課の皆さんのご協力を得ながら、綱渡り状態でその任務に当たっています。

当センターが関係各位のご協力・ご支援の下立ち上げられ業務を開始して日が浅いことや私自身勤務してひと月が経過したばかりであり、当センターの業務の詳細を把握したとは言えませんので、これらの危惧が当たらないことを願い、また、この2点についての関心を何時までも持ち続け、当面は、職員が一体となって、ボランティアの方々を始め関係機関・団体のご協力ご支援を賜りながら

- 当「みえ犯罪被害者総合支援センター」の存在を広く県民の方々に知っていただくこと。
- 体制強化のための各種施策を推進すること。

を重点に当センターの運営に努めたいと考えております。

末尾になりましたが、各位におかれましては、今後更なるご支援・ご協力を賜りすようお願い申し上げます。

相談受理状況（平成20年度）

当センターにおける平成20年度中の相談受理状況は以下のとおりです。

相談受理状況

電話相談	360件
面接相談	56件
その他（FAX・メール等）	7件
計	423件

専門家による相談

法律相談	12件
心理相談	14件
計	26件

直接的支援活動

法廷付添	19件
病院付添	6件
警察・検察庁付添	8件
家庭訪問	4件
その他	34件
計	71件



主な支援事例

・東海地方初となる被害者参加制度による裁判への付添支援

被害者参加人とその母親の公判傍聴に伴い、支援要請を受け、局員2名とボランティアの直接支援員1名により、公判での付添支援、報道対策や心配事の相談にあたりました。

・犯罪被害者とその家族に対する各種支援

犯罪の被害に遭われた後、身体的な被害はもとより精神的被害も深刻であったため、被害者の住所地まで出張し心理相談を実施。その後、病院への付き添い等をはじめ家族に対する支援も行いました。

新会員紹介

平成20年4月から平成21年3月までの間に、ご加入いただきました方々です。
ありがとうございました。

賛助会員【個人】 34名

濱口 美恵子 様	保田 卓哉 様	山口 喜信 様
出原 基成 様	中川 仁志 様	中村 聡 様
服部 東亜子 様	佐藤 夏代 様	茂谷 元彦 様
馬瀬 洋子 様	保田 秀樹 様	片野 康弘 様
尾崎 佐智子 様	鈴木 逸郎 様	井上 裕顕 様
尾崎 政友 様	長井 一 様	潮田 英治 様
西村 有為 様	種田 隆臣 様	
谷口 美代子 様	小林 孝三 様	
落合 栄一 様	梶田 充代 様	

他 10 名の皆様



被害者参加制度

被害者やご遺族等の方々が刑事手続きに直接関与することができる制度です。
三重県内においても昨年、東海地区第一例目として被害者参加による裁判が行われ、支援センター員が公判における付添支援を行いました。

Q 誰が参加できますか？

A 参加の申し出ができるのは、次の犯罪です。

1. 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
2. 強制わいせつ、強姦などの罪
3. 自動車運転過失致死傷などの罪
4. 逮捕および監禁の罪
5. 略取、誘拐、人身売買の罪
6. 2～5の犯罪行為を含む他の犯罪
7. 1～6の未遂罪



裁判所からの刑事裁判への参加を許可された犯罪被害者などを**被害者参加人**と言います。

Q 被害者参加人になるにはどうしたらいいのですか？

A 検察官を通じて、裁判所に対し、刑事裁判への参加を申し出ます。

Q 被害者参加人になるとどんなことができるのですか？

A 被害者参加人になると、

1. 公判期日に出席すること
2. 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
3. 証人に尋問すること
4. 被告人に質問すること
5. 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること ができるようになります。

被害者参加人は、刑事裁判に参加するに当たり、上の1～5の行為を弁護士に委託することができます。

経済的に余裕がない方には、弁護士の費用を国が負担する**被害者参加人のための国選弁護制度**もあります。

Q 被害者参加人のための国選弁護制度はどのような場合に利用できるのですか？

A 被害者参加人は、

公判期日への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委任することもできますが、資力（現金、預金等、3ヶ月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあればその費用は資力から控除されます。）が150万円に満たない場合には、弁護士（「被害者参加弁護士」と呼ばれます。）の選定を求めることができます。

第3回犯罪被害者支援チャリティコンサート

◆◆ ご協力ありがとうございました ◆◆

去る2月15日(日)、地域社会における犯罪被害者等への理解と協力を訴えるとともに、併せて運営基盤である寄付、会員等の募集を広く呼びかけるため、「第3回犯罪被害者支援チャリティコンサート」を松阪市において開催しました。

関係機関・団体の皆様には何かとご尽力を賜り、お陰様で成功裏に終わることができました。



- ご後援いただきました三重県警察、三重県、松阪市、多気町の皆様方には、準備、広報、企画等、あらゆる面で大変お世話になりました。
また、三重テレビ放送、三重エフエム放送、中日新聞には、広く県内の方々に広報していただきました。
- NPO法人三重県アマチュア軽音楽協会(Rise music)、松阪少年少女合唱団、三重県立相可高等学校の皆さんに協賛出演していただくとともに、相可高等学校食物調理科の皆さんには会場で、おいしい「特製おかず弁当」を販売していただき、とても好評でした。
- 昨年に続き2回目の出演となる池田卓さん、そして、しおりさんには、心地よい音楽で、大いに会場を盛り上げていただきました。
- チャリティオークションには、スポーツ、芸能界で活躍されている選手、歌手、タレントの多くの方から協賛グッズを出品していただきました。
- 三重県警察及び三重県の職員の皆さん、当センターのボランティアの方々にお手伝いしていただきました。
- 津市内の絵画教室に通う生徒さんには、「被害者支援」に関するポスターを作成していただき、会場に花を添えていただきました。
- 先般募集しました一行詩「い・の・ち」の入賞作品パネル、生命のメッセージ展パネル展示の前では、来場者の方々が目頭を押さえながらお読みいただきました。



ご来場いただいた方から、「チャリティコンサートに少しでも募金できたらと出かけてきました。」「…この尊い、そして今、欠くことのできない重要なお仕事ですので、嘆きの日々、嘆きの夜々を送っている被害者様のためにお仕事にお励みください」などと激励もいただき、このコンサートに費やした時間や労苦が報われる思いがいたしました。

開催結果

多くの方々にご寄付をいただくとともに、チャリティオークションに参加していただきました。ご協力いただきました募金等は次のとおりです。

合計	852,303円	(内訳)	・500円募金	587,303円
			・チャリティオークション	242,000円
			・CD募金等	23,000円

お寄せいただいた募金等は今年度の活動費として活用させていただきます。



この会報は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。